

平成24年6月19日  
運輸審議会審理室

### 運輸審議会発表案件

石川県からの金沢港に係る港湾区域の変更同意申請事案に関する  
国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案としての  
認定について

事案の種類	申請者
港湾区域の変更同意	石川県

石川県からの金沢港に係る港湾区域の変更同意申請事案について、  
運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から  
港湾区域を変更する理由、関係機関との調整状況、地元の動向等につ  
いて幅広く説明を聴取し検討を行いました。

その結果、当該港湾区域の変更には港湾法上問題となる点は認めら  
れないこと、利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想されるよう  
な案件ではないことが確認されました。

これにより、本日、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当  
する事案と認定しましたので、お知らせします。

なお、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

[連絡先] 運輸審議会審理室 杉山、中山、本間 (代表) 03 (5253) 8111 (内線) 53515 (直通) 03 (5253) 8810 (FAX) 03 (5253) 1676
---